

公益財団法人 日本離島センター

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成24年10月15日規程第3号
改正 平成25年 6月 3日規程第2号
平成29年 6月 8日規程第4号
令和 2年 2月13日規程第5号

(目的)

第1条 本規程は、この法人（以下「本財団」という。）の定款第15条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、第4条に基づき定例役員報酬を支給する。

3 常勤役員には、賞与（期末手当）を支給する。

4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じて退職手当を支給する。退職手当の支給に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本財団の常勤役員の定例報酬月額は、次に掲げる額とする。

専務理事 904,500円

(期末手当)

第5条 期末手当は、毎年6月1日、12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在任する当該役員及び基準日前1ヶ月以内に退職した当該役員に対して支給する。

2 期末手当の額は、本財団の経営状態等を勘案し、次の号に掲げる額とする。

- (1) 支給日現在（退職した役員にあっては、退職した日現在）における当該役員の定例報酬月額に20%を加算し、国の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号、以下「給与法」という。）に準じた割合を乗じて得た額。

(定例報酬及び期末手当の支給方法)

第6条 定例報酬は、毎月1回、その月の月額的全額をその月の10日(その日が休日に当たるときは、その前日。)に支給する。

2 新たに常勤役員となった者には、その日から定例報酬を支給し、常勤役員が離職したときは、その日まで(常勤役員が死亡したときはその月まで。)定例報酬を支給する。

3 定例報酬及び期末手当は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込み支給する。

(費用)

第7条 本財団は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用を支給することができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与法に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を別に定める「役員並びに評議員及び職員の旅費に関する規程」に準じて支給することができる。

(公表)

第8条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則 (平成24年10月15日規程第3号)

1 この規程は、公益財団法人の移行登記の日から施行する。

附 則 (平成25年6月3日規程第2号)

1 この規程は、平成25年6月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年6月8日規程第4号)

1 この規程は、平成29年6月8日から施行する。

附 則 (令和2年2月13日規程第5号)

1 この規程は、令和2年2月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。